

上富田町上下水道事業経営戦略改定業務  
仕 様 書

## 1 業務名称

上富田町上下水道事業経営戦略改定業務

## 2 業務の目的

平成28年度に策定した「上富田町水道事業経営戦略、下水道事業経営戦略」について、総務省より令和7年度中に改定することを求められており、計画期間も切れることから、より質の高い経営戦略となるよう、改めて目標を再設定し各事業が持続可能な事業運営となるように経営戦略を改定することとする。

また、改定支援業務の委託先の選定にあたっては、公営企業会計等に関する高い専門知識と豊富な経験を有するものが望ましいことから、本要領により公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものである。

## 3 対象事業

- (1) 水道事業
- (2) 公共下水道事業
- (3) 農業集落排水事業

## 4 業務内容

### (1) 水道事業経営戦略改定業務

#### ①スケジュールの策定

総務省より示された「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成31年3月29日公表）の内容を網羅した上で、経営戦略改定に向けたスケジュールを策定すること。

#### ②前回の経営戦略の分析

前回の経営戦略を分析し、どのような考え方によって収支計画を策定しているか把握し、分析結果を報告するものとする。分析結果を使用し、総務省の通知の通り、より質の高い経営戦略となるように改定を進めるものとする。

#### ③現状分析

決算書、決算統計などの資料に基づき、今後の水道事業の経営に活用するため、また、議会等への説明に備えるために、財務分析を実施し、その結果を報告する。財務分析の実施については、総務省が公表する「経営比較分析表」の項目をもとに、同規模他団体（または類似団体）との比較分析を実施し、水道事業の特徴なども分析する。

#### ④投資・経費等に関する試算・投資計画の改定

上記②及び③で把握した内容を基に投資・経費等に関する前提を検討した上で、提供資料を基に計画期間内における投資・経費等に関する試算を行うこと。投資・経費等の試算において、総務省の通知の通り、減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映等のため、企業会計システムで管理している固定資産のデータを使用することで、より質の高い経営戦略の改定となるように策定を行う。試算に際しては、30～50年間程度に亘る投資・更新シミュレーションも行うこととし、財源や収支計画の結果に基づき、必要に応じて修正試算を行うこと。また、試算結果に基づき投資計画を改定すること。

#### ⑤財源・収入等に関する試算・財源計画の改定

上記②③④で把握した内容を基に財源・収入等に関する前提を検討した上で、計画期間内における財源・収入等に関する試算を行うこと。財源・収入等の試算において、投資財源資料、現預金残高、地方債発行高、企業会計システムで管理している長期前受金戻入データなどを勘案し、より質の高い経営戦略の改定となるように策定を行う。必要に応じて修正試算を行うこと。また、試算結果に基づき投資計画を改定すること。

#### ⑥水道料金収入等に関する試算・財源計画の改定

総務省の通知の通り、今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映のため、人口ビジョン計画や料金システムから抽出したデータを活用し、一番重要な収入である水道料金収入をより現実に即した形でシミュレーションを行うこととする。

#### ⑦収支計画の改定

収支計画の結果から、財務的にみた水道事業の投資などの課題を抽出し、経営改善に資する提言を行うとともに収支計画を改定すること。なお、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とすること。

#### ⑧目標設定に関する改定

事後検証に向けた重要な経営指標の目標値の設定等について、他の市町村の先行事例を紹介しながら、最適な目標設定に改定すること。

#### ⑨経営戦略策定に関する改定

上記内容全ての改定内容を把握し、経営戦略本体にその内容を反映することで、改定を行うものとする。

#### ⑩原価計算表の策定

収支計画に基づき、水道料金の価格と密接に関係している水道料金の原価計算表の作成を行うこととする。

### (2) 下水道事業経営戦略改定業務

#### ①スケジュールの策定

総務省より示された「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成31年3月29日公表）の内容を網羅した上で、経営戦略改定に向けたスケジュールを策定すること。

#### ②前回の経営戦略の分析

前回の経営戦略を分析し、どのような考え方によって収支計画を策定しているか把握し、分析結果を報告するものとする。分析結果を使用し、総務省の通知の通り、より質の高い経営戦略となるように改定を進めるものとする。

#### ③現状分析

決算書、決算統計などの資料に基づき、今後の下水道事業の経営に活用するため、また、議会等への説明に備えるために、財務分析を実施し、その結果を報告する。財務分析の実施については、総務省が公表する「経営比較分析表」の項目をもとに、同規模他団体（または類似団体）との比較分析を実施し、下水道事業の特徴なども分析する。

#### ④投資・経費等に関する試算・投資計画の改定

上記②及び③で把握した内容を基に投資・経費等に関する前提を検討した上で、提供資料を基に計画期間内における投資・経費等に関する試算を行うこと。投資・経費等の試算において、総務省の通知の通り、減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映等のため、企業会計システムで管理している固定資産のデータを使用することで、より質の高い経営戦略の改定となるように策定を行う。試算に際しては、30～50年間程度に亘る投資・更新シミュレーションも行うこととし、財源や収支計画の結果に基づき、必要に応じて修正試算を行うこと。また、試算結果に基づき投資計画を改定すること。

#### ⑤財源・収入等に関する試算・財源計画の改定

上記②③④で把握した内容を基に財源・収入等に関する前提を検討した上で、計画期間内における財源・収入等に関する試算を行うこと。財源・収入等の試算において、投資財源資料、現預金残高、地方債発行高、企業会計システムで管理している長期前受金戻入データなどを勘案し、より質の高い経営戦略の改定となるように策定を

行う。必要に応じて修正試算を行うこと。また、試算結果に基づき投資計画を改定すること。

#### ⑥下水道使用料収入等に関する試算・財源計画の改定

総務省の通知の通り、今後の人口減少等を加味した使用料収入の的確な反映のため、人口ビジョン計画や料金システムから抽出したデータを活用し、一番重要な収入である下水道使用料収入をより現実に即した形でシミュレーションを行うこととする。

#### ⑦収支計画の改定

収支計画の結果から、財務的にみた下水道事業の投資などの課題を抽出し、経営改善に資する提言を行うとともに収支計画を改定すること。なお、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とすること。

#### ⑧目標設定に関する改定

事後検証に向けた重要な経営指標の目標値の設定等について、他の市町村の先行事例を紹介しながら、最適な目標設定に改定すること。

#### ⑨経営戦略策定に関する改定

上記内容全ての改定内容を把握し、経営戦略本体にその内容を反映することで、改定を行うものとする。

#### ⑩原価計算表の策定

収支計画に基づき、下水道使用料の価格と密接に関係している下水道使用料の原価計算表の作成を行うこととする。

#### ⑪経費回収率のロードマップ

社会資本整備総合交付金の交付要件にもある経費回収率のロードマップに関して、先行事例を活用しながら作成を行うこととする。

## 5 参加資格

参加することができる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県及び和歌山県内自治体との契約に関して入札参加資格停止措置を受

- けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 上富田町暴力団排除条例に基づき入札参加除外措置を受けていない者であること。
  - (5) 公租公課を滞納していないこと。
  - (6) 当該年度の上富田町入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (7) 経営戦略の策定又は改定の実績が15件以上あり、元請として和歌山県内の水道事業の経営戦略、下水道事業の経営戦略それぞれの実績があること。なお、実績件数は事業につき1件として数える。
  - (8) 和歌山県内で元請としての総合計画、人口ビジョンそれぞれの策定実績を各1件以上有すること。
  - (9) 総務省地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業アドバイザーリスト（公営企業関係）に登録され、1年以内に経営戦略の改定支援実績のある自社の社員を有すること。
  - (10) 公営企業会計に精通した公認会計士の有資格者を配置できること。
  - (11) 受託者は本業務で得た情報（個人情報を含む。）を他に漏洩してはならない。
  - (12) 受託者がプライバシーマークの認証を取得していること。

## 6 データ出力

経営戦略の改定に必要な企業会計システムデータ及び料金システムデータについて、下記現業者からデータ出力経費を取り、今回の経営戦略の改定費用の中に含めるものとする。より正確なデータで、質の高い経営戦略の改定を行うため、必ずシステムデータを活用するものとする。

### (1) 現業者の連絡先

株式会社ぎょうせい 関西支社 ソリューション営業課 西

TEL : 06-4790-9351

FAX : 06-4790-9356

E-mail : Takashi\_Nishi@gyosei.co.jp

## 7 履行体制

本業務の履行にあたっては、公営企業会計に精通し地方公営企業法の適用を受けた公営企業に対して経営戦略策定または改定支援業務の実績を複数有する公認会計士を配置する

ものとし、同じく公営企業会計に精通し地方公営企業法の適用を受けた公営企業に対して経営戦略策定または改定支援業務の実績を有する者で、総務省地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業アドバイザーリスト（公営企業関係）に登録され、1年以内に経営戦略の改定支援実績のある自社の社員を担当者として配置すること。

## 8 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日までとする。

## 9 その他留意事項

諸規定、本仕様書に定めのない事項及びその内容の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、本町と受託者が協議を行い決定するものとする。

以上